

田辺市飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、市内の団体が市内に生息する飼い主のいない猫への不妊及び去勢手術を実施する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「飼い主のいない猫」とは、市内で生息する特定の所有者によって飼養されていない猫をいう。

2 この要綱において「不妊及び去勢手術」とは、獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する免許を有する獣医師による卵巣若しくは卵巣及び子宮の両方を摘出する手術又は精巣を摘出する手術をいう。

(補助事業者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、市内で活動する団体（市内に事務所又は事業所を有する団体及び代表者が市内に住所を有する団体に限る。）で、市民を中心として組織されており、飼い主のいない猫への不妊又は去勢手術の推進に継続的に取り組む団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 団体の運営において、市から補助金等を受けているもの
- (2) 営利、宗教又は政治活動を目的とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付目的に適合しないと認める団体

(補助対象事業等)

第4条 補助事業者が飼い主のいない猫の不妊又は去勢手術を行った場合において、その手術に要した費用（以下「補助対象経費」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第4条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書兼管理責任者届
- (2) 収支予算書
- (3) 団体調書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付条件)

第6条 規則第5条第3項の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、補助対象事業の内容を変更しようとする場合にあっては補助事業変更承認申請書、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては補助事業中止（廃止）届出書をあらかじめ市長に提出すること。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び関係書類を当該補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第11条に規定する実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績一覧表（領収書の写し及び写真を添付すること。）

- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(概算払)

第8条 規則第14条第3項の規定により概算払をすることのできる補助金の額は、交付決定額の範囲内で概算払交付請求時まで不妊及び去勢手術に要した費用の2分の1以内とする。この場合において、補助事業者は、補助金概算払交付請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績一覧表（領収書の写し及び写真を添付すること。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(遵守事項)

第9条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 不妊又は去勢手術後の猫については終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
- (2) 不妊又は去勢手術後の猫を手術前の生息場所に戻す場合は、給餌を行わないこと。
- (3) 猫に不妊又は去勢手術済みであることが分かる識別措置を講ずること。
(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させることができる。

- (1) 飼い主のいる猫の不妊又は去勢手術を行った場合
- (2) 前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合
- (3) その他補助することが不相当と認められる事実があった場合
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。